

議案第15号

長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第378号)の施行に伴い、
所要の改正を行うもの。

長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長与町道路占用料徴収条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1	円 570
	第2種電柱	年	870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類すもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	
	外径が1メートル以上のもの			610	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			900	
	地下に設ける通路			540	
	その他のもの			1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	180	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	
	標識		1本につき1年	810	

旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
	その他のもの	1本につき1月	180
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
	その他のもの		900
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	180
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額

		た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
その他	その都度町長が定める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る占用料について適用し、同日前の納期に係る占用料については、なお従前の例による。